

自動体外式除細動器（AED）等賃貸借契約仕様書

1 件名

自動体外式除細動器（AED）等賃貸借

2 機器構成

物件名	内容等	数量
AED一式	AED本体：1台 付属品（1台あたり） (1) 電極パッド：2組 ※ 未就学児用の電極パッドがある場合は、各2組用意すること (2) バッテリ（待機寿命が4年間確保されているもの）：1個 (3) AED救急セット ・ 汗等水分を拭き取るもの（タオル、ガーゼ等）：1枚 ・ 衣服等を切断するもの（救急用はさみ）：1個 ・ 体毛を除去するもの（剃刀、除毛・脱毛テープ等）：1個 ・ 人工呼吸補助用具（一方向弁付呼吸吹込み用具、人工呼吸シート等）：1個 ・ 感染防御用使い捨て手袋（ニトリルゴム製等）：1組 等 (4) 専用キャリングケース：1個 本体と上記付属品を収納して持ち運び可能なもの ※ 上記付属品の収納が難しい場合は、収納ボックス内で保管可能な別ケース等でも可。 (5) 取扱説明書（日本語版）：1部 (6) AED設置表示シール：2枚	225 セット
収納ボックス	スタンド型収納ボックス（自立型） (1) 転倒防止対策を講じること。 JIS C6950-1 規格または同等以上の基準を満たす、10 kg以上の重石を付ける等。 (2) 工事を要しない据え置きタイプとすること。 (3) ボックスは中が見える扉付きとすること。 (4) 扉を開けた場合にブザー音で告知する機能があること。 (5) 電源は電池を使用し、容易に交換できるものであること。	29 台

3 性能等

- (1) すべて新品・未使用であること。
- (2) AED本体及び使用する電極パッドは、医療器具として「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）」に基づく厚生労働大臣の承認を得ていること。
- (3) 日本版救急蘇生ガイドライン2020又は最新のガイドラインに準拠していること。
- (4) 自主回収（リコール）対象製品については、その対応が完了し、安全性が確保されていること。
- (5) 訓練を受けていない者でも容易に操作できるよう、AED本体にカラー液晶画面を有し、音声ガイドダンスのほかにアニメーションによる一連の心肺蘇生法の手順（人工呼吸の回数、タイミング、心臓マッサージの手順、タイミング回数等）及び胸骨圧迫についての手の置き方、押す位置、リズム音のガイダンスが可能であること。また、日本語と英語の音声ガイド機能（バイリンガル機能）を有していること。

ること。

- (6) ノイズ検出機能を有し、ペースメーカーの信号を認識し、心電図の解析に影響を及ぼすことのない状態で安全に使用できる機器であること。
- (7) 電気ショックが必要であると判断した後も、患者の心電図波形が電気ショックを与えるべきではない状態に変化した場合は、電気ショックを自動的に防止（キャンセル）できる機能を有すること。
- (8) 電極パッドは、本体に接続された状態で保管されていることとし、未就学児に使用する際には、電極パッドを未就学児用に交換するか、未就学児モードに切り替えることができる機器であること。
- (9) 電極パッドやバッテリー等の状態について、毎日自動でセルフテストを実施し、異常があれば音声やインジケータ等で異常を通知する機能を有すること。また、セルフテストの履歴を後から確認できること。
- (10) AED本体は、-5℃から 50℃の環境下で使用可能であること。
- (11) 専用のキャリングケースへ入れた状態で、既存の収納ボックス（内部サイズ：幅 350 mm×高さ 280 mm×奥行 150 mm）に収納できること。なお、収納ボックスの覗き窓（幅 230mm×縦 210mm）の外から、日常点検での正常・異常の目視による確認ができる状態で収納できることが望ましい。
- (12) 緊急時に容易に持ち運びできるよう小型かつ、軽量であること。
- (13) 難聴者及び中途失聴者の使用に配慮した全日本難聴者・中途失聴者団体連合会から「耳マーク」の利用承認を得た機種であること。
- (14) AED本体の耐用期間は、製造後 8 年以上であること。また、通常使用で本体が故障した場合には本体を入替交換することで迅速な修理対応を行うこと。
- (15) 収納ボックスの設置工事等を行う際は、設置場所等の状態にあわせ設置し、安全を確保すること。
- (16) 収納ボックスの交換等に係る費用（旧ボックスの取り外し、新たなボックスの調達、取り付け工事）は全て価格に含めるものとする。

4 AEDの設置台数および設置場所

別紙 設置場所一覧のとおり（詳細は各設置施設の担当者が指定する場所）

※ 設置場所一覧中の「ボックス増設」に○印で示してある場所については、スタンド型収納ボックス（自立型）を新設すること。ただし、リース（レンタル）期間終了後は、新設したスタンド型収納ボックス（転倒防止対策のための付属物を含む）の所有権は広島県に帰属するものとする。

5 貸借期間

8年間（令和 9 年 1 月 1 日から令和 16 年 12 月 31 日まで）

6 貸付物件の搬入・搬出

- (1) 受注者は、契約締結後、速やかに納入スケジュール表を作成し、県教育委員会に提出し、県教育委員会の承認を得ること。また、スケジュール確定後に、各設置施設の都合によりスケジュール変更があった場合、柔軟に対応すること。
- (2) 貸付物件の設置は、契約日から令和 8 年 12 月 31 日までの間に行うこととし、設置施設側と事前に調整の上、搬入すること。
- (3) AED納入時及び収納ボックス設置時に各施設職員に対し、機器の取扱説明（使用時の注意事項、設置後の日常点検、管理方法の説明を含む。）を実施し、納品説明完了確認書を取りまとめ、県教育委員会へ提出すること。なお、納品説明完了確認書は、納品日、施設名、各施設の担当者の印またはサ

インのあるものとする。また、必要な機器の初期設定、調整等を行うこと。

- (4) 賃貸借期間満了後は、速やかに貸付物件（スタンド型収納ボックスを除く）を撤去し、原状回復すること。また、貸付物件の現地確認を行った上で、受注者の責任において回収することを原則とする。ただし、現地回収が困難な場合には、設置施設と連絡調整の上、郵送等による回収も認める。この場合、郵送等に起因すると見込まれる貸付物件の破損・故障等については、県は責任を負わない扱いとする。
- (5) 搬入・搬出に際して発生したゴミ等は、搬入・搬出業者が回収、処分すること。
- (6) 賃貸借物件の設置や撤去等に係る費用は受注者の負担とする。

7 保守メンテナンス等

- (1) 納入日から賃貸借期間満了までの間、受注者を保険契約者とする動産総合保険を受注者の負担により加入すること。
- (2) 定期交換消耗品の交換については、交換時期までに、無償で行うこと。
- (3) 定期交換消耗品の交換後は、速やかに交換報告書を取りまとめ、県教育委員会へ提出すること。なお、交換報告書には、交換を行った施設、交換日時、施設担当者名を記載するものとする。
- (4) 使用後に交換・補充が必要となる消耗品一式は、無償で交換・補充すること。
- (5) 使用期限到来及び機器使用後の消耗品は、各設置施設での処分が困難な場合や有償となる場合は、受注者の負担により処分すること。
- (6) 機器の不調や保守の相談等に対して、電話対応を含む 24 時間 365 日の対応ができること。また、故障等により機器の使用ができないと判明した場合は、速やかに修理等を行い、その間は代替機器を無償で貸し出すこと。
- (7) 遠隔監視機能を有し、AEDのセルフテストの結果、異常を検知した場合は設置管理者等へ電子メール等で通知またはWEB上の画面で内容を確認できること。
- (8) 保証期間は、本品検査受領後 8 年間とする。

8 その他

- (1) 本件の履行に際し、疑義が生じた場合は、必要に応じて双方協議して決定するものとする。
- (2) 自主回収（リコール）対象製品となった場合は、同等品以上の代替品を準備するなど、速やかに対応すること。